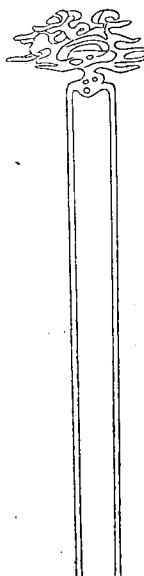


孝謙天皇御簪銀製寸法如圖 南都法隆寺寶物之一



摸様は平なるに毛彫したるにて、雲中に鳳凰の舞ふかたちと見えけるが、手に採て見ざれば、千百餘年の古色に昏眼して覗きだめがたくありし、

〔我衣〕享保頃ヨリカンザシト名付ル物○圖

上耳カキ、下髪カキ、銀ニテ作ル、

〔花街漫錄下〕茗荷屋之簪○圖

日本堤の向ひ、淺草山谷町のうらの方なる畠地へ、むかしよりよし原町のちりあくたを捨し所あり、今はさる事もなく、元のはた地と成ぬれば、農業のをりからは、年々さまぐのものを掘出す事あり、ある人このかんざしを掘出したりとて、もてきぬるまゝに、うちかへしみるに、元祿の頃ほひの物とたしかに見えたり、金は真鑑に銀をやき付し物とみゆめうがの紋あれば、茗荷屋某の禿などのさしたるものならんかし、いとてがるく作れるもの也、又かたちの古雅なるによりて、近頃世にはやれるも、これらより出たるものなるべし。

〔續近世畸人傳三〕松岡恕庵

恕庵松岡氏、名は玄達○中 平安の人○中 白銀の調度國禁となりし時、世間銀の細工ものをあつめ、官にさへげしが、其後又年を経て、玄きりに白銀のかんざしをさしたる比、女達の頭を先生みて、先年銀は國禁なりしになどて是をさすぞと仰ければ娘たちかへすことばなく、是は銀にはなし、宿おしてこしらへしもの也と答へければ、さはよき細工などとて済けるとぞ、

〔守貞漫稿十二〕銀釵○圖